

## (仮称) 大阪市国民保護計画(素案)からの主な変更点等について

No.	該当箇所			意見又は修正案	説明又は修正理由	計画への反映又は考え方
	頁	行	項目等			
1	11 ～ 12		第1編 第4章 第3節 1 常住人口	本文(P11)、「人口の区別分布」表及び下部グラフ(P12)について、平成17年国勢調査結果の「速報値」を「確定値」に訂正されたい。	平成17年国勢調査の確定値が公表されたため。	意見のとおり修正
2	16	2行目	第1編 第4章 第4節 3 自動車保有台数	素案) 平成17年3月末現在、市内で89万9539台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車52万9975台、軽自動車17万6946台、貨物用自動車13万7609台、バス2467台、小型二輪車2万1322台ほかとなっている 修正) 平成17年3月末現在、市内で89万8927台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車52万9975台、軽自動車17万4339台、貨物用自動車13万7609台、バス2467台、小型二輪車2万3317台ほかとなっている	統計データに補正が生じたため。	意見のとおり修正
3	16 ～ 17	7行目	第1編 第4章 第5節 1 鉄道 及び 次頁「路線図」	素案) 地下鉄・ニュートラムは、市内の公共交通の中心として、現在8路線(101駅)が営業しており、… 修正) 地下鉄・ニュートラムは、市内の公共交通の中心として、現在9路線(133駅)が営業しており、…	市営地下鉄8号線「今里筋線」開業による路線及び駅数の増加並びに駅数計上方式の変更によるもの。	意見のとおり修正
4	24	下から 8行目	第1編 第6章 3 緊急処理事態への対処にあたっての留意事項 (3)市民生活の安定に関する措置の取扱い	素案) 武力攻撃事態等が長期にわたる場合を前提とした本計画第2編第5章に定める「市民生活の安定」に関する措置(生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等)については、長期にわたるものとは想定されていない緊急処理事態には準用されない。 修正) 本計画第2編第5章に定める「市民生活の安定」に関する措置のうち、武力攻撃事態等が長期にわたる場合を前提とした、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等については、長期にわたるものとは想定されていない緊急処理事態には準用されない。	わかりにくい記述となっている。	意見のとおり修正
5	31	11行目 ～ 19行目	第2編 第1章 第2節 3 現地調整所 及び	素案) 市対策本部長は、被災現地における関係機関(府、府警察、海上保安監部、自衛隊、医療機関など)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、…(12行目) 修正) 市対策本部長は、被災現地における市及び関係機関(府、府警察、海上保安監部、自衛隊、医療機関など)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、… 及び 素案) 現地調整所は、現場における関係機関の代表者(指揮権限を有する者又はその代理者)及び市対策本部からの現地派遣職員等で構成し、関係機関の代表者が、定時又は随時に会合を開催することにより、連携の強化を図る。(17～19行目) 修正) 現地調整所は、現場における各機関の代表者(指揮権限を有する者又はその代理者)及び市対策本部からの現地派遣職員等で構成し、定時又は随時に会合を開催することにより、連携の強化を図る。	市対策本部長が、市以外の機関の活動を調整するように読めるため、記述を修正した方がよいのではないか。  「関係機関」を市以外の機関としていることから、消防の代表者を含めるために、記述を修正した方がよいのではないか。	意見のとおり修正

No.	該 当 箇 所			意見又は修正案	説明又は修正理由	計画への反映又は考え方
	頁	行	項 目 等			
6	31 ～ 32		第2編 第1章 第2節 3 現地調整所	<p>現地調整所の組織編成について、記載されている機関以外に他の機関が入る可能性があることも想定されるため、機関名を限定がしない方がよいのではないか。</p>	被災状況等によっては、記載されている機関以外に他の機関が現地調整所へ入ることも想定されるため、他の機関が入ることも可能なような記載にした方がよいのではないか。	意見を踏まえ下記のように修正 P32 の図の見出しとして「《図：現地調整所の組織編成例》」と記述する。 なお、P31本文の13行目「…医療機関など…」と例示として記述している。
7	44	下から 11行目 ・ 下から 8行目	第2編 第1章 第4節 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	<p>素案) …を防衛庁長官に要請するよう求める。… 修正) …を防衛大臣に要請するよう求める。…</p> <p>素案) …、防衛庁長官に連絡する。 修正) …、防衛大臣に連絡する。</p>	防衛省設置法の施行によるもの。	意見のとおり修正
8	44	下から 10行目	第2編 第1章 第4節 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	<p>素案) …その際、陸上自衛隊第36普通科連隊長に通知する。 修正) …その際、陸上自衛隊第36普通科連隊長に連絡する。</p>	事実行為として行われる趣旨を明確にした方がよいのではないか。	意見のとおり修正
9	45	11行目	第2編 第1章 第4節 5 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託 (3) 応援の要求にあたって明示する事項	<p>素案) (1) (2) の応援の要求にあたっては、以下の事項を明らかにして応援を求める。 修正) (1) (2) の応援の要求にあたっては、以下の事項などを明らかにして応援を求める。</p>	以下の事項が、例示であることを表現したほうがよいのではないか。	意見のとおり修正
10	49	下から 2行目	第2編 第2章 第2節 1 避難の指示	<p>素案) 市長は、府知事から「避難の指示」の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体へ伝達する。 修正) 市長は、府知事から「避難の指示」の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体へ伝達するとともに市の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。</p>	市の他の執行機関、その他の関係機関に通知することを明記されたい。	意見のとおり修正
11	50	下から 4行目 ～ 1行目	第2編 第2章 第2節 1 避難の指示	<p>素案) また、自衛隊の侵害排除行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設等の利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長が「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」の規定に基づき、当該施設の利用指針を定めるとされている。この場合において、市長は、当該施設利用の必要性や緊急性等について、意見を述べる。 修正) また、自衛隊の侵害排除行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設等の利用のニーズが競合し、国の対策本部長が「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」の規定に基づき、当該施設の利用指針を定める場合において、市長は、当該施設利用の必要性や緊急性等について、意見を述べる。</p>	法律では、利用指針を「定めることができる」と規定されており、利用指針が必ず定められるという誤解を生じないような記述に修正されたい。	意見のとおり修正

No.	該 当 箇 所			意見又は修正案	説明又は修正理由	計画への反映又は考え方
	頁	行	項 目 等			
12	52	下から 9行目	第2編 第2章 第2節 2 退避の指示 (4)安全の確保 ③	素案) ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、 <u>武力攻撃事態</u> においては、必ず特殊標章等を交付し、着用及び携行させる。 修正) ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、 <u>武力攻撃事態等</u> においては、必ず特殊標章等を交付し、着用及び携行させる。	武力攻撃予測事態においても退避の指示を行うことが考えられるのではないか。	意見のとおり修正
13	53	下から 1行目	第2編 第2章 第3節 3 避難住民の誘導 (1)市職員等による避難誘導 ②	素案) ② 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客施設、公共交通機関等の施設管理者は、利用者、 <u>児童等を安全に避難誘導する</u> 。 修正) ② 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客施設、公共交通機関等の施設管理者は、利用者、児童等を、 <u>火災や地震等への対応に準じて安全に避難誘導する</u> 。	施設管理者の避難誘導の範囲を明確にする必要があるのではないか。	意見のとおり修正
14	56	17行目	第2編 第3章 第1節 1 救援の実施 (1)市長による救援 ⑥	素案) ⑥ <u>遺体の火葬</u> 修正) ⑥ <u>埋葬及び火葬</u>	法第75条(救援の実施)で用いられている用語に合わされたい。	意見のとおり修正
15	57	下から 12行目	第2編 第3章 第1節 2 救援の内容 (1)救援の基準等	素案) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、 <u>厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る</u> 。 修正) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、 <u>府知事を経由して厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る</u> 。	厚生労働省からの見解が示されたことによるもの。	意見のとおり修正
16	70	8 ・ 下部 様式	第2編 第3章 第2節 2 府知事に対する安否情報の報告 (1) 報告方法 及び 様式	素案) …報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書… 修正) …報告は、安否情報省令に規定する <u>様式第3号</u> の安否情報報告書…  <u>様式についても変更分を差し替え</u>	安否情報省令の改正によるもの。	意見のとおり修正
17	71 ・ 72様 式	8 ・ 上部 様式	第2編 第3章 第2節 3 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会の受付 及び 様式(次頁分)	素案) …、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を… 修正) …、安否情報省令に規定する <u>様式第4号</u> に必要事項を…  <u>様式(次頁)についても変更分を差し替え</u>		
18	73 ・ 74様 式	9 ・ 上部 様式	第2編 第3章 第2節 3 安否情報の提供 (2) 安否情報の回答 及び 様式(次頁分)	素案) …、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、… 修正) …、安否情報省令第4条に規定する <u>様式第5号</u> により、…  <u>様式(次頁)についても変更分を差し替え</u>		
19	76		第2編 第4章 第2節 3 警戒区域の設定 (1)設定者及び設定する要件 の表中	素案) 【自衛隊】欄 <u>市長(権限の委任を受けた市の職員を含む。)の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り</u> 修正) 【自衛隊】欄 <u>上記の者すべてがその場にいない場合に限り</u>	わかりにくい表現となっていることから、修正案のように修正されたい。	意見のとおり修正
20	87	下から 3行目	第2編 第4章 第5節 1 防疫活動	素案) 市は、感染症法(感染症名は次ページ参照)及び災害防疫実施要綱(厚生労働省)及び… 修正) 市は、感染症法(感染症名は次ページ参照)、 <u>結核予防法、災害防疫実施要綱(厚生労働省)及び…</u>	結核予防法を追加されたい。	意見のとおり修正

No.	該 当 箇 所			意見又は修正案	説明又は修正理由	計画への反映又は考え方
	頁	行	項 目 等			
21	88		第2編 第4章 第5節 2 防疫活動 (1)感染症への対応 【参考】の表中	素案) マールブルグ病 修正) マールブルグ病	法令で用いられている用語に統一されたい。	意見のとおり修正
22	108	5行目	第3編 第3章 第2節 2 交付及び管理 ②	素案) ② 市長は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。 ア 医療機関である指定地方公共機関 イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者(指定公共機関を除く。指定公共機関である医療機関については、所管の指定行政機関の長が許可するものとされている。) 修正) ② 市長は、区域内で医療を行う医療機関又は医療関係者(指定(地方)公共機関を除く。)から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。	指定公共機関である医療機関については、知事が許可することから、記述を修正されたい。	意見のとおり修正
23	用語集 iii	下から11行目	ジュネーヴ諸条約	素案) … ②海上の傷病兵の保護に関する第二条約 … 修正) … ②海上の傷病兵・難船者の保護に関する第二条約 …	正式な条約名に修正されたい。	意見のとおり修正